



# 島根県報

令和3年1月29日（金）

号外 第 1 0 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

農業振興地域の指定の一部改正（2件）

（農業経営課） 2

---

**告 示**

---

**島根県告示第74号**

農業振興地域の指定（昭和45年島根県告示第293号）の一部を次のように改正する。

令和3年1月29日

島根県知事 丸 山 達 也

5 大田地域の項地域の範囲の欄を次のように改める。

大田市のうち、次の図面の赤色で着色した部分（(ア)都市計画法に基づき、平成20年大田市告示第38号により定められた久手港臨港地区並びに平成26年大田市告示第40号により定められた宅野港臨港地区及び温泉津港臨港地区、(イ)港湾法に基づき、昭和59年島根県告示第1027号により定められた久手港港湾隣接地域及び昭和38年仁摩町告示第25号により定められた宅野港港湾隣接地域、(ウ)自然公園法に基づき、昭和38年厚生省告示第181号により定められた大山隠岐国立公園の三瓶山特別保護地区、(エ)山口町字東平1324の6の島根県林業公社との契約地、(オ)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、令和元年島根県告示第332号により定められた三瓶山特別保護地区、(カ)三瓶山国有林（15～22林班）、芦谷山国有林（11・1008林班）、佐比売国有林（12・13・1009林班）及び大江高山国有林（1040～1042林班）並びに(キ)都市計画法に基づき平成8年大田市告示第1号、平成9年大田市告示第50号及び平成26年大田市告示第38号により定められた大田都市計画用途地域）を除く区域

---

**島根県告示第75号**

農業振興地域の指定（昭和47年島根県告示第886号）の一部を次のように改正する。

令和3年1月29日

島根県知事 丸 山 達 也

7 仁摩地域の項を次のように改める。

7 削除

8 温泉津地域の項を次のように改める。

8 削除